

## 第2章 日本国憲法と民主政治

### 3 日本の政治機構

#### 2 内閣と行政 (教科書 p. 83~85)

##### ■ポイント

- ①日本における議院内閣制はどのようなものか。
- ②内閣はどのような権限をもっているか。
- ③行政の民主化はどのようになされているか。

##### 議院内閣制 [p.83]

内閣の地位… [ ] を行使する。

「行政権は、内閣に属する」 (第 65 条)

議院内閣制…「国会に対し連帯して責任を負ふ」(第 66 条③)

- a [ ] …国会議員のなかから国会の議決で指名
- b 国務大臣…内閣総理大臣が任命, 過半数は国会議員
  - a, b ともに文民
- c 内閣…国会の信任が政治的な基盤  
衆議院が内閣不信任決議をした場合, 10 日以内に [ ] または [ ] する  
→国会と内閣は抑制と均衡の関係にある (三権分立)

##### 内閣総理大臣の権限

明治憲法「同輩中の首席」

→日本国憲法「内閣の首長」へと強められた

[ ] (第 7 条), [ ] (第 68 条),

[ ] の主宰 (内閣法), 内閣を代表して議案を国会へ提出, 一般国務および外交関係について国会へ報告, 行政各部の指揮監督権 (第 72 条)

→政治主導の行政へ転換するため, [ ] に総合調整権が与えられた (2001 年)

※縦割り行政の解消

##### 内閣の権限と行政組織 [p.84]

内閣の組織…内閣総理大臣と国務大臣からなる合議体 [ ] で意思決定を行う  
(慣例として全会一致制)

##### 内閣の権限

- a 法律の執行, 外交関係の処理, 条約の締結, 予算の作成, 政令の制定 (第 73 条)
- b 天皇の [ ] に対する助言と承認 (第 3, 7 条)
- c [ ] の指名 (第 6 条) 最高裁判所および下級裁判所の裁判官の任命 (第 79, 80 条) など

実際の行政の活動は内閣のもとにある府, 省, 庁, 委員会などの機関が行う

ただし, [ ] は一定の独立性を保つ

例: 人事院, 公正取引委員会, 国家公安委員会, 個人情報保護委員会,

公害等調整委員会, 中央労働委員会, 運輸安全委員会, 原子力規制委員会 など

2001 年, 政治主導のしくみに向けた見直し

「[ ]」体制へ移行, 首相補佐官の設置

[ ] と [ ] の設置 (大臣とあわせて [ ] )

→政治主導へ

→行政の中立性の原則との両立が注目点

##### 官僚制と行政の民主化 [p.85]

行政権の役割が拡大…20 世紀は [ ] の時代に公務員 ([ ]) が政策の実施だけでなく, 決定にもかかわる

[ ] (法律の委任にもとづいて制定する法規) の増加

→ [ ] の弊害も

例: 法律万能主義, 事なかれ主義, セクショナリズム, 秘密主義 など

##### 近年の行政改革の動向

[ ], 許認可行政や行政指導など透明性の確保 (小さな政府へ)

例: 行政手続法 (1993 年), [ ] (1999 年) の制定

公務員の規律の是正

例：〔 〕の制定（1999年）

営利企業などへの〔 〕の禁止（2007年）

官僚の役割縮小のなか、首相や大臣の〔 〕が重要な決定をすることも

→民主的に統制されない点を問題視する意見も